

平成25年度 第3回企画広報委員会の開催

第3回企画広報委員会を平成25年11月11日(月)、協会会議室で開催した。

1. 議 題

- (1) 「えひめの産廃」第3号(11月号)企画編集について
- (2) 来年度の表紙について
- (3) ホームページの運用状況について

① ヒット数

(4) その他

① 新年名刺挨拶広告について

② 次回委員会の開催日について

上記の内容について協議し、「えひめの産廃」第3号(11月号)を11月末に発行した。

平成25年度 第4回理事・監事合同会議の開催

第4回理事・監事合同会議を平成25年11月19日(火)、協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

- (1) 新規加入、退会会員の承認の件
新規加入は無く、事業廃止1社、会費の2年以上滞納1社の合計2社が退会。
- (2) 適正処理推進事業活動支援金交付案件(青年部2件)
 - ① 青年部ホームページ更新費用
 - ② 県外施設視察研修費用
 以上について承認された。

(3) 適正処理推進事業活動支援金交付規程改正案について

下記新旧表のとおり承認されたが、申請が1回で出来るよう、あるいは、地区の事業計画や収支報告で代用できないか等々の意見が出た。要は事務の簡素化、用途の自由度がポイントであり、規程第5条(申請書提出)から第8条(資金の交付)までを公認会計士と相談してより簡単な事務かつ法律違反とならないような規程を検討する。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(支援金額)</p> <p>第4条 支援金の額は、理事会において決定するものとする。</p> <p>2 支援金の額は、次の額を上限とする。</p> <p>(1) えひめ産業廃棄物協会5地区及びえひめ産業廃棄物協会青年部会が実施する第3条に掲げる事業を実施するために要する費用の額の3分の2 (削除)</p> | <p>(支援金額)</p> <p>第4条 支援金の額は、理事会において決定するものとする。</p> <p>2 支援金の額は、次の額を上限とする。</p> <p>(1) えひめ産業廃棄物協会5地区及びえひめ産業廃棄物協会青年部会が実施する第3条に掲げる事業を実施するために要する費用の額の3分の2</p> |

- (2) 支援金申請受付時の協会における事業年度の執行予算残額を超えない額
- (3) 390,000円+地区会員数×4,000円（平成24年度支部活動助成金算出根拠）とえひめ産業廃棄物協会各地区の年会費収入額との差額
- (4) えひめ産業廃棄物協会青年部会は650,000円（平成24年度青年部会活動助成金額）

- (2) 支援金申請受付時の協会における事業年度の執行予算残額を超えない額
- (3) 200,000円+地区会員数×4,000円を超えない額（5地区のみ適用）

(4) 会費（地区会費）仮払い方式案採用の審議

平成25年度から4、8、12月に代行収納した地区会費を、地区に送金する方法を決めたが、期初に開催する地区総会等の費用が未入金で状況で開催となるため、資金不足を生じる。改善策として、期初に協会から仮払金処理で一時送金し、地区会費収納時に仮払に入金する方法の提案は承認されたが、覚書については自動継続することになった。

(5) 行政懇談会、顧問懇談会の開催について
提出議題については議案のとおりで承認された。

(6) その他

①全産連収集運搬部会委員会での議論について

徳島県協会が委員として参加、愛媛の会員のアンケート結果について発表があった。12月に徳島の委員が上記部会委員会で討議する材料とする。

②新年名刺挨拶広告について
例年通りで了承された。

③平成26年度総会日程について、5月26日または27日で開催予定。

④その他として、次回理事会を1月中に開催したいと発表があった。

平成25年度 行政懇談会の開催

平成25年11月19日(火)、東京第一ホテル松山「若草（3階）」において、平成25年度行政懇談会を開催いたしました。

出席者は、本田会長以下当協会理事監事、行政からは、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課竹内課長、松山市環境部廃棄物対策課相原主幹外27名でした。

I 開会

II 開会あいさつ

本田会長から「われわれ、産業廃棄物処理業者が今求められているのは、産業廃棄物の適正処理は当然のこととして、循環型社会を推進するための産業廃棄物の再資源化があります。また、平成25年度から環境配慮契約法に基づく基本方針に産業廃棄物の委託契約が組み込まれたこともあり、われわれ産業廃棄物処理業者にも環境配慮の取り組みが求められております。

しかしながら、中小事業者が大半の協会です。愛媛県、松山市の行政の皆様から、循環型社会へ適合し、かつ、優良な産業廃棄物処理業者として転換、発展していくための有益な情報提供やご指導、また、この転換を後押ししていただくための補助事業などよろしく願いいたします。」と開会のあいさつが行われました。

引き続き行政を代表して竹内循環型社会推進課長から「限りある資源を有効に活用し

て環境に配慮したいいわゆる循環型社会の構築に向けて、社会のニーズは高まっています。産業廃棄物の適正処理に懸命に努められている皆様の役割は、今後ますます大きくなるものとする次第です。

県におきましても一昨年度策定いたしました第三次えひめ循環型社会推進計画に基づき3Rの推進など様々な施策を総合的に進めていくこととしています。」とのあいさつを頂戴しました。

III 出席者紹介（自己紹介）

IV 行政提供情報

1. 資源循環促進税の周知に係る紙マニフェストの活用等について（愛媛県）

循環型社会推進課新谷係長から、平成24年度の行政懇談会の際に協会から紙マニフェストを活用して税の周知をしてはとの提案を受けて25年度予算で啓発シールを作成したこと等説明していただきました。

2. 低濃度PCB廃棄物の処理について（愛媛県）

循環型社会推進課新谷係長から、平成24年度の行政懇談会の際、提出された議題であった低濃度PCB廃棄物について国の法律施行令が改正され処理期限が延長されたことや処理費用の一部を助成する制度を設けたこと等説

明していただきました。

3. 産業廃棄物処理業者向け補助金について（愛媛県）

循環型社会推進課新谷係長から、平成25年度の産業廃棄物処理業者向け補助金について新たに低公害車輛導入補助を設けたこと等説明していただきました。

V 協 議

- 議題
- 1 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の申請書添付書類の省略について
 - 2 官公庁での廃棄物処理法周知のお願い
 - 3 産業廃棄物処理業の許可の取消し理由の開示について
 - 4 私有地に投棄された家電の処理について
 - 5 ㈱レグに係る不適正処理事案について

1 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の申請書添付書類の省略について

（提言理由）

環境省マニュアル（優良産業廃棄物処理業者認定制度運用マニュアル平成23年3月）には、優良認定を受けた場合は、申請時の添付書類の一部を省略できる〔事業計画の概要を記載した書類、直前3年分の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、定款及び寄付行為、処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書面〕と記載されているが、愛媛県では省略を認めておらず全ての書面を添付しなければならない。

優良認定産業廃棄物処理業者に認められて

いるメリットであり愛媛県でも認めていただきたい。

（愛媛県）

優良認定を受けたメリットとしては大きく2点あります。ひとつは許可の有効期間が5年から7年になると。もうひとつはいまいわれた申請の際の添付種類の省略というものです。

これは産業廃棄物処理業許可の更新申請や事業範囲の変更時の許可申請の際の都道府県等への提出書類の一部省略ができるとされています。

ご質問いただいた書類は県が更新許可申請を審査する上で重要な書類となっております。

愛媛県では事業者の状況等が優良認定時と更新申請時と異なる可能性があることから今の時点では省略することを導入していません。

環境省マニュアルには省略することができるとあり、省略しなければならないではなく、四国各県でも取扱はまちまちです。現在、省略した場合には認定した時と状況が変わった時が把握できないということもあって一応すべての書類の添付をお願いしていますが、他県市で省略しているところの審査の状況等確認させていただいて検討していきたいと思っていますのでご理解願います。

2 官公庁での廃棄物処理法周知のお願い

（提言理由）

官公庁様の産業廃棄物を取り扱っておりますが、お取引の中で、廃棄物処理法の排出事業者の責務をご存知なく、マニフェストの交付など排出事業者の責務に関する部分を収集運搬業者に依頼されることがございます。

今一度、排出事業者の責務等について、周知の徹底をお願いいたします。

(愛媛県)

県では、毎年出先機関の保健所で民間事業者の他、排出事業者である県や国の出先機関にも案内して産業廃棄物の適正処理に関する講習会を開催し、適正処理について周知を図っています。

しかしながら、このようなご要望が出るということは、そのような事実があるということで、これを踏まえて今後の講習会等で周知徹底を図っていくこととしますが、具体的に連絡をいただければ、個別に指導させていただきます。

3 産業廃棄物処理業の許可の取消し理由の開示について

(提言理由)

愛媛県ではホームページで「産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて（過去5年間）」が開示されていますが、取り消しに至った欠格条項の内容は、開示されておられません。

我々産業廃棄物を扱うものは、コンプライアンスを最大限重視しておりますが、欠格条項は暴力犯のみならず、役員が交通事故で禁固刑以上なども該当するものです。

つきましては、産業廃棄物を取り扱う会社の役員として、身を引き締めるためにも、欠格条項の内容の開示をお願いいたします。

(愛媛県)

愛媛県では行政処分を行った場合、ホームページ上で5年間公表するとともに、内容によってはマスコミ等へ情報を提供しています。

これは、環境省から示されている行政処分の指針の中で排出事業者が適正な処理業者に処理を委託できるよう、取り消しや事業停止等の行政処分については積極的に公表することとされています。

ただし、公表する内容については、被処分者、命令の内容は必要となっていますが詳細については、都道府県が制定する個人情報保護条例に支障がない範囲で判断することとなっています。

基本的に個人を特定、識別できるもの、公に個人の権利、利益を害する恐れがあるものつきましては公表できないことになっています。

4 私有地に投棄された家電の処理について

(提言理由)

以前に当社の管理する敷地に、テレビと洗濯機が捨てられておりました。現行制度では、個人所有の敷地に不法に投棄された場合、捨てられた人が責任を持って処理しなければならないと聞き、そのように対応しました。

インターネットなどで調べても実際そのような指導がなされている自治体が多いようです。

不法投棄防止の観点から考えると、特に個人の場合は何らかの救済策が必要かと思うのですが、現在の指導はどのようになされているのかご教示願います。

また、西条地区で地方局さんと各自治体さんとの不法投棄パトロールに協力させていただきましたが、テレビ冷蔵庫等が不法投棄され回収が困難な谷間など見受けられました。

各自治体さんは回収の予算措置がなされているのか等についても合わせてご教示願います。

(松山市)

松山市内の対応状況を説明させていただきます。

いわゆるポイ捨てや不法投棄が後を絶たず対応に苦慮しています。不法投棄の常習箇所に関しては、本市の職員によるパトロールを実施し、投棄者が特定できた場合には原状回

復の指導を、悪質な場合は警察と連携しながら行為者を告発しています。

私有地にごみを不法投棄された場合については、市で撤去処分の援助はしていませんが、柵や防護ネットを取り付けるなどのアドバイスをしており、また、町内会や各種団体が行うボランティア清掃等で回収したごみについては、回収、処分に協力しています。

多量に不法投棄がある場所に関しては、多くの場合、地元や所有者の方から市へ相談がなされ、防護ネットや看板、悪質な場合は監視カメラ等を設置しています。

これらの予算には限りがあり、優先順位をつけて対応している状況ですがご相談いただいで解決できるところから対応していきたいと考えています。

5 (株)レグに係る不適正処理事案について

(提言理由)

松山市菅沢町に設置されていた(株)レグ最終処分場に係る産業廃棄物の不適正処理事案については、廃棄物処理法を遵守せず引き起こされたもので、弁明の余地のないものと思われれます。

松山市では、廃棄物処理施設設置審議会等でご検討されており、このような事案を引き起こさないための産業廃棄物処理業者への指導強化について昨年の行政懇談会において情報提供をいただいております。

この不適正処理事案の対応については、今後もいろいろな取り組みがなされていくものと思われれますが、マスコミ報道での断片的な情報しかありません。

つきましては、次の点につきましてご教示をお願いいたします。

(1) (株)レグの不適正処理事案に対する取り組みとしては、(株)レグや違法に処分させた排出事業者に対する責任追求、今後の未然防止策、処分場対策への事業費確保など多岐に渡るものと推察されます。

われわれ産業廃棄物処理業者は、排出事業者から委託を受けて搬入してまいりましたことから、今後、気を引き締めて事業活動を進めていくためにも松山市での取り組みの全体の概要をご教示願います。

(2) 産業廃棄物処理業者が今回の不適正処理事案から教訓にすべき事項としてどのようなことが考えられるかご教示をお願いします。

(松山市)

配布された資料をもとに、松山市での取り組みの全体の概要を以下のとおり説明。

- 最終処分場の概要
- 県から松山市への指導権限
- 有害物質の流出確認等
- 平成24年7月 松山市廃棄物処理施設審議会へ諮問・答申
- 松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画
平成25年4月 環境大臣の同意
- 対策工の内容
- 予定されている処理経費約76億8千万円
- 経営者等への責任追及

産業廃棄物処理業者が教訓とすべきことですが、廃棄物処理法等の環境関連法の順守に尽きると思います。

それぞれの許可の範疇において、適切に収集運搬、中間処理、最終処分を実施していただきたい。

平成25年度 優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県の委託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に、2日間の日程で開催する。

【開催日 8月20日(火)、11月7日(木)】

1回目 8月20日(火)開催、「安全衛生管理課程」受講者は35名であった。

研修内容

開講挨拶

事業場における安全衛生体制の構築

①安全衛生規程の目的

②安全衛生規程の作成基準

モデル安全衛生規程の活用

安全衛生チェックリストの活用

③リスクアセスメントの必要性

(講師 森 政雄氏)

④リスクアセスメントの手順と方法

⑤リスクアセスメントの体験

講師 (公社)全国産業廃棄物連合会
安全衛生委員 森 政雄 氏

解体用機械等の安全対策の充実について

講師 愛媛労働局 産業安全専門官

中本 英樹 氏

2回目 11月7日(木)開催、「環境配慮契約法、優良産廃処理業者認定制度課程」

(環境配慮契約法、優良産廃処理業者認定制度)

(於 松山市 東京第一ホテル松山)

愛媛県の産廃業者補助制度の説明

(愛媛県循環型社会推進課 味村主任)

講師：環境省総合環境政策局環境経済課

野崎 教之課長補佐

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

吉川 賢主幹

受講者68名



平成25年度 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業 の許可申請に関する講習会の開催

廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可申請等に必要な専門的知識・技能の修得のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが毎年実施している講習会が松山市のリジェール松山で開催された。

- 産業廃棄物の処分課程（新規）
開催日 平成25年11月12日(火)～15日(水)
受講者数 31名（同時受講23名）
- 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）
開催日 平成25年12月10日(火)～12日(木)
受講者数 24名

会 員 各 位

中央労働災害防止協会
理事長 関澤 秀哲

平成25年度安全衛生教育促進運動の実施に伴う協力のお願いについて

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別の御指導・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会におきましては、安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく雇入れ時等教育、職長等教育、特別教育等（以下「法定教育」という。）の実施や就業制限業務に係る資格取得を促進するため、平成25年度から、新たに「安全衛生教育促進運動」を主唱することといたしました。

当協会としましては、国の「安全衛生教育推進要綱」（平成3年1月21日付け基発第39号）や第12次労働災害防止計画の趣旨を踏まえ、厚生労働省や都道府県労働局の指導・援助を受けながら、本年度は、別添の「平成25年度安全衛生教育促進運動実施要領」に基づき、平成26年1月1日から4月30日までを実施期間として、

「正しい知識で 安全作業を！」

の標語の下、本運動を広く展開していくこととしております。

つきましては、本運動の趣旨等を御理解いただき、貴団体傘下の会員等に対する周知など格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本運動の周知を図るための別添のリーフレットを制作し、送付させていただきますので、御活用くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

連絡先：総務部広報課

TEL 03-3452-6449

FAX 03-3452-9225

E-mail: kohe@iisha.or.jp

「平成25年度 安全衛生教育促進運動実施要領及びパンフレット」は、
協会ホームページをご覧ください。

<http://www.ehimesanpai.or.jp>

無料

中小規模事業場(100人未満)の皆様へ

「中小規模事業場安全衛生サポート事業」のご案内

(厚生労働省「製造業に対する特別労働災害防止対策」補助事業)

**“現場チェック&アドバイス”(個別支援)を
安全・安心な職場作りに活かしましょう!**

知識・経験豊富な安全衛生の専門家があなたの職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスをを行います。

●「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の概要

安全衛生の専門家(安全衛生管理士等)が事業場にお伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスをさせていただく「現場確認&アドバイス」(個別支援)により、各事業場の安全衛生に対する取り組みを支援する事業です。なお、事業場の経営者の方や安全衛生担当者の方に集まっていただく「研修会」(集団支援)と組み合わせることも可能なのでお問合せください。

事業場の皆様には「個別支援」による安全衛生活動を応援します。

【個別支援で例えば、こんなことができます】

1. 専門家の目で安全衛生に関する現場確認とアドバイスができます。
2. 労働災害の芽となる「危険源」の発見とアドバイスができます。
3. シンナーや塗料などの化学物質の使用状況の現場確認とアドバイスができます。
4. 重量物取扱い作業等の現場確認と腰痛予防のアドバイスができます。
5. 一回目の支援を受けた後のフォローアップ支援も行っています。
6. その他、お問合せください。

●対象事業場

労災保険加入の製造業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場が対象です。

●事業場にかかる費用

実施にかかる費用負担は一切ありません。

★中小規模事業場安全衛生サポート事業「個別支援」の申し込み等については裏面をご参照ください。

※第三者(安全衛生の専門家)による確認で、事業場が進める安全衛生向上のための確認の場としてぜひご活用ください!

サポート事業でこの機会に職場状況を見つめ直してみたいとお考えの事業場を募集します！（※実施事業場数限定、先着順受付）

●どうやって進めていくの？

※まずは本ページの申込書に必要事項をご記入の上 FAX にてお送りください。

FAX 送付 → 【作業状況、職場チェック希望日等の確認】
 当方からご担当者様に連絡し、作業状況や職場チェックにお伺いする希望日等をお聞かせします。必要により事業場へお伺いして、作業場の下見等をいたします。

↓ **職場チェック実施日の決定**

【個別支援の実施】（全般的な職場チェック 概ね半日以内）
 当協会の専門家が事業場にお伺いし、作業場の状況、作業内容等の確認を行います。

↓

【職場の確認等に基づいたアドバイス（報告書の作成）】
 職場チェックした結果に基づいて安全衛生活動に関するアドバイス、具体的な改善提案などのほか、ご要望により作業者教育等を行います。



※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。



【申込等に関するお問合せ】
 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター四国支所（担当：山本、矢野）
 TEL 087-861-8999 FAX 087-831-9358

中小規模事業場安全衛生サポート事業（個別支援）申込書

中災防 中四国センター 四国支所 担当者行（FAX 087-831-9358）

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 事業場名 | | | |
| 住所 | | | |
| 担当者所属 | | 担当者名 | |
| TEL | | FAX | |

平成 25 年 12 月

首都高速道路をご利用頂いている各団体の皆様へ

首都高速道路株式会社
神奈川管理局

【交通安全キャンペーン】落下物接触事故防止への取組みについて（協力依頼）

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃より貴会及び貴会ご加盟団体・企業様には、首都高速道路を多くご利用頂いており、重ねて御礼申し上げます。

さて現在、年末年始を迎えるに当たり、弊社において、交通安全キャンペーンを実施しております。

その中で、今年度はトラック等からの積荷落下による重大な接触事故が多発しており、弊社としては喫緊の課題として交通安全に係る各種取組みを行い、事故の削減を目指しております。

つきましては、貴会加盟団体・企業様がトラック等で首都高速道路をご利用される際、

「適切な方法による積荷の積載による落下物の防止」

首都高速道路をご利用頂いている際に落下物を発見された場合に、

「道路緊急ダイヤル（#9910）へのご通報」

について、貴会加盟団体・企業様へご周知頂ければ幸甚に存じます。

詳細につきましては、別添パンフレットをご覧ください。

なお、ドライバーの皆様が、落下物発生による加害者になるばかりでなく、落下物接触事故の被害者ともなり得ることを未然に防ぐため、本活動を行っておりますこと、ご理解を頂ければと存じます。

また、今後定期的に啓発ポスター及びパンフレットを郵送させて頂ければ幸いです。

敬 具

【添付パンフレット】

| | |
|----------------------------|------|
| 「落下物による事故が多発しています！！」パンフレット | 100部 |
| 「#9910」パンフレット | 100部 |

【担 当】

首都高速道路株式会社
神奈川管理局道路管理課
〒221-0044
神奈川県横浜市神奈川区東神奈川 1-3-4
☎ 045-451-7916

【参考】

道路緊急ダイヤル「#9910」通報の流れ

- (1)まず、道路緊急ダイヤル「#9910」をプッシュ
- (2)最初にガイダンスがあるので、首都高の場合は「1」をプッシュ
- (3)担当社員が対応します。

①発見場所の具体的な名称・地名など

(路線名、上・下、東行・西行の区分、場所、通行帯もしくは路肩かどうか)

②「落下物の種類や大きさ」「穴ぼこの大きさ」などを伝えて下さい。

【具体例】『落下物発見。横羽線 上り 東神奈川分流付近 左路肩 鉄板 20 cm×50 cm程度です。』

【注】運転中の携帯電話での通報は、道交法違反行為となりますので、PAなど安全な場所に停車した後、もしくは同乗者の方からの通報をお願いします。

【落下物に係る参考法令等】

(道路交通法) 第 75 条の 10

自動車の運転手は (中略) 積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

(罰則規定: 同法 119 条及び同条 2 項)

3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金刑 (過失の場合は 10 万円以下の罰金)

(民法) 第 709 条 (不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

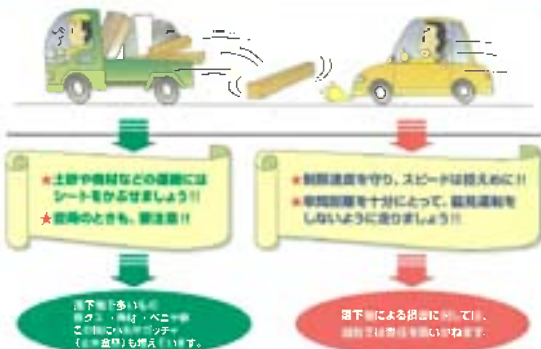
(首都高速道路株式会社供用約款)

第 7 条 高速道路の設置又は管理に瑕疵があったために利用者に損害を生じたときは、会社はこれを賠償する。(略)

3 高速道路の設置又は管理に瑕疵がない場合を例示するとおおむね次のとおりである。(略)

二 会社の責任によらない車両相互の接触若しくは衝突又は落下物等による事故

落下物による事故が多発しています!!
 落下物により他のお客様に損害を与えたときは、落した方に損害賠償の責任が生じます。



落下物を見つけたら... **道路緊急ダイヤル #9910**

音声ガイダンスが流れます。首都高は〈1〉を選択して下さい。

首都高ではお客様が道路の異常を発見した場合に迅速に対応できるように様々なサービスを行っています。
 ※1000円以上の損害を発生し、落下物・穴などによって人身に被害が生じた場合は、494番に通報していただく必要があります。
 ※落下物や穴などを見つけたら、すぐさま道路に知らせる必要があります。※主な料金で案内が定まっております。

皆さまのご理解とご協力をお願いします

首都高速道路株式会社 www.shuto.co.jp

緊急事態にすぐお話しください **首都高お客様センターへ**

電話 話 / (03) 6557-5555
 電話受付 / 7:00~20:00 (夜間休止)
 受付 A / (03) 3249-1161 (聴覚障害者の対応用)

**荷台のベニヤ板等が飛び、思わぬ事故が起こります。
 あなたの荷物は大丈夫ですか？**

- 落下物接触事故が増えています。
1. 積荷はしっかり固定しましょう!
 2. シートをかぶせて落ちないようにしましょう!
 3. 空荷のときも注意しましょう!
 4. 出発前にもう一度、積荷の確認をしましょう!

落下物により他のお客様に損害を与えたときは、
 落とし主に損害賠償の責任が生じます。

写真は実際にあった落下物です。



道路緊急ダイヤル #9910 事故・追突・落下物など、緊急時には「#9910」(通話料無料)に連絡してください。

音声ガイダンスに従い、首都高は〈1〉を選択。
 #9910は緊急専用です。
 交通情報等の一般的なお問い合わせは、首都高お客様センター (03-6557-5555) へ、
 休憩所設備の安全な場所に停車しておかけ下さい。

首都高速道路株式会社・高速道路交通警察隊

道路の異状を発見したら

道路緊急ダイヤル #9910

全国共通の24時間受付無料

| | | |
|--------------------------|------------------------|---|
| 崩落の汚泥(泥・土砂) | 崩落の穴・陥没 | 崩落の落下物 |
| ガードレール・護国等の損傷 | 落石・土砂流入等の被害 | その他、 道路の異常を 発見したとき等、 通報してください。 みなさまのご協力を お願い致します。 |

1 異状発見 2 通報 3 補修 4 逆路復旧!

道路の異状を見つけたら、すぐに通報してください

通報を受けたら、関係車両やドライバーに注意して下さい

道路関係者が、安全に対処します

異状の復旧が滞ると、逆路復旧につながります!

全国共通 02-5365-0000(受付専用) 東日本道路株式会社・中日本道路株式会社・西日本道路株式会社・東海道路株式会社

※本サービスは、道路の異常を発見した場合に迅速に対応できるように様々なサービスを行っています。
 ※1000円以上の損害を発生し、落下物・穴などによって人身に被害が生じた場合は、494番に通報していただく必要があります。
 ※落下物や穴などを見つけたら、すぐさま道路に知らせる必要があります。※主な料金で案内が定まっております。